

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
2月8日
(金曜日)

目次

告示

救急病院でなくなった医療機関(医務保険課).....一

育種母樹林指定の解除(森林整備課).....一

県道路線の認定(道路整備課).....二

県道路線の廃止(道路整備課).....二

道路の区域の決定(道路整備課).....二

宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....二

周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....三

公告

換地処分届出(農村整備課).....四

国営農地再編整備事業(豊北地区川中曾換地区)の換地処分(農村整備課).....四

国営農地再編整備事業(豊北地区蓋の井換地区)の換地処分(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区田代換地区)の換地処分(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区直子換地区)の換地処分(農村整備課).....五

国営農地再編整備事業(豊北地区岡林換地区)の換地処分(農村整備課).....五

教委公告

一般競争入札の実施.....六

山口県告示第四十六号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第



一項に規定する病院でなくなった。

平成二十年二月八日

名称 山口県知事 二井 関 成

所在地 周南市新宿通一丁目一六

山口県告示第四十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定により、育種母樹林の指定を次のとおり解除する。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

指定番号 解除年月日 指定採取の種別 樹種 所在場所
 山口育 五―五 平成二〇、二、八 育種母樹林 ひのき 美祿郡美東町大字長登字夫婦窪
 一、三〇の一、三〇の二、三〇の三
 一、字西山一三三二の三

山口県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

路 線 名	終 起 点
新山口停車場長谷線	山口市新山口停車場 山口市小郡下郷（県道山口宇部線交点）

山口県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

路 線 名	終 起 点
新山口停車場線	山口市新山口停車場 山口市小郡下郷（一般国道九号交点）

山口県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

本の数（面）（ヘクタール）積 所有者等の氏名又は名称及び住所
 二、一六三 五・五二一 山口県
 路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十年二月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路 線 名 新山口停車場長谷線
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市小郡下郷字渡り上巻二二五六の七地先から 同市小郡下郷字竹ノ下二二七四の一地主まで	最狭 一五・二 最広 四六・八	四〇五・〇	県道新山口停車場線の道路の区域
山口市小郡下郷字竹ノ下二二七四の一地主から 同市小郡下郷字寺向二二一八の一地主まで	最狭 二七・二 最広 四四・八	二八八・〇	一般国道九号の道路の区域(重用)
山口市小郡下郷字寺向二二一八の一地主から 同市小郡下郷字長谷西四五〇の一地主まで	最狭 二〇・〇 最広 四六・一	六一四・〇	

山口県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、上野中町、野原一丁目、野原二丁目、恩田町一丁目、恩田町二丁目、恩田町三丁目、恩田町四丁目、恩田町五丁目、五十目山町、笹山町一丁目、笹山町二丁目、末広町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、八王子町、東梶返一丁目、東梶返二丁目、東梶返三丁目、東梶返四丁目、大小路一丁目、大小路二丁目、大小路三丁目、沼一丁目、沼二丁目、沼三丁目、海南町、西梶返一丁目、西梶返二丁目、西梶返三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、常藤町、東新川町、芝中町、東芝中町、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、錦町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、幸町、東見初町、港町一丁目、港町二丁目、川添一丁目、川添二丁目、川添三丁目、琴崎町、中尾一丁目、中尾二丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、宮地町、北琴芝一丁目、北琴芝二丁目、東琴芝一丁目、東琴芝二丁目、西琴芝一丁目、西琴芝二丁目、琴芝町一丁目、琴芝町二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、朝日町、松島町、相生町、新町、若松町、上町一丁目、上町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、小松原町一丁目、小松原町二丁目、鶴の島町、西本町一丁目、西本町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、助田町、鍋倉町、文京町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、風呂ヶ迫町、開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目、あすとぴあ一丁目、あすとぴあ二丁目、あすとぴあ三丁目、あすとぴあ四丁目、あすとぴあ五丁目、あすとぴあ六丁目、あすとぴあ七丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、山門一丁目、山門二丁目、山門三丁目、山門四丁目、山門五丁目、寺の前町、南小串一丁目、南小串二丁目、西小串一丁目、島一丁目、島二丁目、島三丁目、下条一丁目、下条二丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、北条一丁目、北条二丁目、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文

京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、松崎町、岩鼻町、床波一丁目、床波二丁目、床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南三丁目、大字西岐波、大字沖宇部、大字川上、大字上宇部、大字中宇部、大字小串、大字中山、大字沖ノ目、大字藤曲、大字広瀬、大字際波、大字中野開作、大字妻崎開作及び大字東須恵

山口県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業三・四・四百十六大神線

周南都市計画道路事業三・四・四百十七中溝線

三 事業施行期間

平成十一年五月十八日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

周南市新堤町及び河内町

山口県告示第五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十年二月八日から同月二十八日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県宇部港湾管理事務所及び宇部市経済部農林水産課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年二月八日

宇部港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

宇部市八王子町一四六六の七三地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十九年春分の満潮位(D.L. +三・八五メートル)における公有水面と宇部岬九号護岸との境界線、2の地点から8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点を結ぶ平成十八年一月二十日付け指令平一七港湾第六九八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・四八メートル)に囲まれた区域

1の地点 宇部市大字沖宇部字沖ノ山の明神町沖四等三角点(北緯三三度五五分四

一・〇四〇秒東経一三一度一四分五七・四〇五秒)(以下「基準点」とい

ふ。) から一〇五度〇一分三四秒一、三九七・二九メートルの地点

2の地点 1の地点から二六七度五六分五秒七〇・〇四メートルの地点

3の地点 2の地点から三五七度五四分四一秒三・八五メートルの地点

4の地点 3の地点から八七度五四分四一秒〇・七五メートルの地点

5の地点 4の地点から三五七度五四分四一秒七・〇五メートルの地点

6の地点 5の地点から八七度五四分四一秒五七・三六メートルの地点

7の地点 6の地点から八九度二六分一七秒一・八八メートルの地点

8の地点 7の地点から八七度五四分四一秒一〇・〇三メートルの地点

(三) 面積

七五八・八八平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宇部市八王子町一四六六の七三及び一四六六の八一地内並びに同字一四六六の七

三及び一四六六の七三地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一〇五度二二分四六秒一、四一〇・五五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二六七度五三分〇三秒一〇〇・二五メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から三五七度五四分四一秒五三・五六メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から八七度五四分四一秒一〇〇・二三メートルの地点

(三) 面積 五、三六六・七九平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 出願人

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市

宇部市長 藤田 忠夫

五 出願の年月日

平成二十年一月十日



(四八) 換地処分届の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、光市天符地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分をした年月日

平成二十年一月二十八日

二 換地処分をした権利者数

四十五人

(四九) 国営農地再編整備事業(豊北地区川中曾換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区川中曾換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成二十年一月二十八日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区川中曾換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

（五〇）国営農地再編整備事業（豊北地区蓋の井換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区蓋の井換地区の換地処分を次のとおり行い
ました。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成二十年一月二十八日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区蓋の井換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

（五一）国営農地再編整備事業（豊北地区田代換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区田代換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成二十年一月二十八日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区田代換地区）換地計画書に記載された換地計画の

とおり

（五二）国営農地再編整備事業（豊北地区直子換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区直子換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成二十年一月二十八日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区直子換地区）換地計画書に記載された換地計画の
とおり

（五三）国営農地再編整備事業（豊北地区岡林換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区岡林換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成二十年一月二十八日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区岡林換地区）換地計画書に記載された換地計画の
とおり



公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

実習船青海丸の中間検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所

県内の造船所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十年山口県告示第四十四号）に基づき資格審査において、自動車及び船舶等について業

務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックを有する者であること。

三 契約条項を示す場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立水産高等学校において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立水産高等学校

(三) 受領期限

平成二十年三月二十七日午後五時（入札書を持参する場合は、平成二十年三月二十八日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

(二) 日時

平成二十年三月二十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県立水産高等学校長 原田 剛
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県立水産高等学校（電話〇八三七―二六―〇九一一）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection and general repair of the Fisheries training ship *Oni-maru*
 - (3) Term of contract: Specified in the tender manual
 - (4) Place of the performance of the service: A shipyard in Yamaguchi Prefecture
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice Management Section: Office division, Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School (Phone: 0837-26-0911)
 - (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. March 27, 2008
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. March 28, 2008)

平成
二十年
二月八日
発行

発行
行人所

山口
県
知事
庁

定価
一箇月
金二千七百円
(送料共)